

若男女共同参画社会の今後を覗き通す(1)

—近代化の行き詰まりを切り開く「子育ての共同一

性をこえ世代をこえて子育てにかかるる

金田 利子

国際高齢者年と子育て「支援」

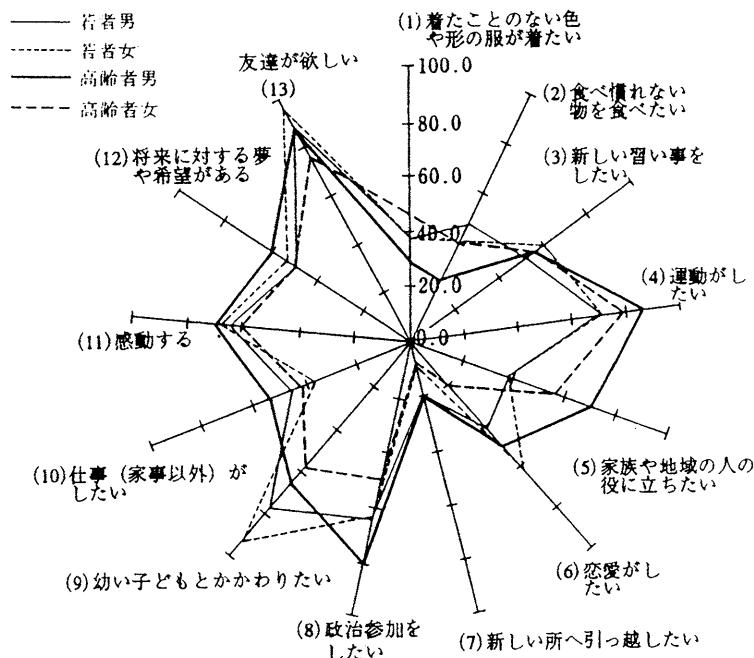
今年は、国際高齢者年である。この、テーマは、「すべての世代のための社会をめざして」(Towards a society for all ages) とかれている。この理念は、「子どもからお年寄りまで、すべての世代が理解し合い、

助け合う」社会をめざすものである。⁽¹⁾

すべての世代が、いきいきと人間らしく、過ごせる社会でなければ、小手先の支援を積み重ねても、子どもを生み育て子どもとともに在る生活を切り開く「うとする人は増えてこないであろう。自殺者が一年に三万人以上出るような社会状況があるとき、子どもを生み

育てたいという親一般の意欲も減退するであろうことは十分に予想のつくことだからである。そういう意味で、国際高齢者年はすべての世代が人間らしく生きられるることを願つ年であり、子育て「支援」を考える上でもきわめてかかわりが深い。

「子育て支援」といっても、社会効用論的な立場から、すなわち将来の労働力不足を憂える立場からの少子化対策としての「支援」と、親双方(父母)と子どもはもちろん、老若男女の別をこえて地域住民個々人



これは、(1)から(13)の要求項目に関する設問に対して、「まだ○歳なので～したい、したくない」、「もう○歳なので～したい、したくない」、「いくつになんでも～したい、したくない」という6つの選択肢のうち肯定的答の率をグラフにしたものである。

▲図1 高齢者と若者の「もし老人ならば」の意識比較

出典：初出；金田利夫「高齢者の人格発達と生活保障」坂本重雄・山脇貞司編著『高齢者生活保障の法と政策』p.369 多賀出版 1993年

の、人間としての全面的な発達を願う立場からの「支援」がある。ここでは、後者の立場に立ちつつ、社会のあり方が後者と一致する方向を模索していきたい。

筆者らの調査から見ると、高齢者は、若者（高校生）が推量したよりも「家族や地域の役に立ちたい」「政治に参加したい」という要求が強く、「幼い子どもとかかわりたい」は相対的に弱く、特に女性にその傾向が強い（図1）。したがって、高齢者の人間としてのさまざまな要求を実現していく方向にではなく、子育ての受皿として高齢者の手を期待するような施策では、明らかに彼らの意向を無視しているといえる。年齢や性別をこえて、その人にふさわしい社会参加の可能性を追求していくことが課題になる。

「男女共同参画社会」における子育て「支援」

政府は、遅ればせながら、二十一世紀を「男女共同参画社会に」と、音頭を取っている。⁽²⁾労働力政策からもこの方向が不可欠になつていているものと思われ

る。そしてまた、まだ、男女共同であり、平等とは言つてないところに問題はあるが、共同参画は、親・住民にとつても望むところだといえる。社会参画には政策参加を含めてさまざまな面に及ぶが、子育てと社会的労働ということを考えた場合には「共働き」があたりまえになることを前提とした施策が求められる。

それは、人間が活動を通して発達すると考えたとき、活動の質（たとえば、社会的労働と家事・育児）によって内面に育つものが異なるからである。その結果、体験する活動に偏りがあれば、育つものも偏り、人間としての発達の幅が狭くなつてくるからである。

個人が好きで狭い方を選んだのならば、それはそれでよいとの意見もある。筆者は、この稿の最後に述べるように歴史的展望から見てそつは思わない。しかし、一歩譲つてみても、選択したくても、選ぶ選択肢がない状況では、人間的な自由がない。男女共同（平等）参画社会とは少なくとも、さまざまな選択が可能

な社会のことだと考えたい。

男も女も、子育てにも、社会的生産活動にも、参画したいと要求する、あるいはそうせざるをえない人ができる社会が、男女共同参画社会の最低限の要件ではないだろうか。そして、そのように選択可能という点から捉えれば、大方の願うところと一致する。

しかし、そのような状況には、現状はまだまだ至っていない。エンゼルプランが作成され、子育て支援が大きく呼ばれているにもかかわらず、保育所に入所したくとも叶わない待機児童が約六万人いるという。また、母親が預けて働くことに対する罪悪感を母親に抱かせてしまう社会的風潮も、まだまだ潜存しているだけに、男女共同参画社会への方向に、いつそうブレーキがかかつてしまふ。この神話の浸透を払拭していくことも課題となる。

子育ての責任は誰にあるか—親と国との関係—

このことを、国連・子どもの権利条約から考えてみ

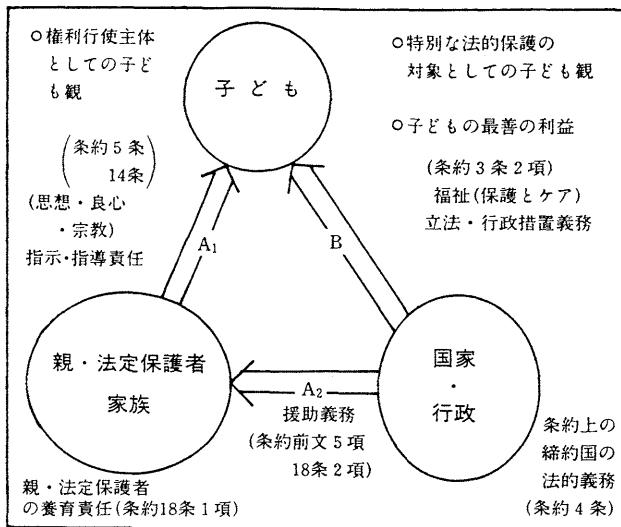
この関係を喜多明人氏は図2のように示している。

このように親の権利・義務と国家との関係をとらえ

よう。周知のように条約十八条では、端的に言うと次のようになっている。「子どもの養育と発達にとつて、身近な第一次的責任者は親双方（父母）であると規定し、国には親双方がその義務を果たせるように援助する義務があり、働く両親を持つ子どもには、質のよい保育施設を用意すべき」だと。

では、国にあるのは親への、援助義務だけかといえば、そうではない。三条（子どもの最善の利益）の二項においては、「児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利および義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護および養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」とあり、父母等の権利・義務を考慮しつつも、国家が児童の保護と養護を確保する上での国家の立法・行政措置義務が明記されている。

◆図2 條約における子ども・親・国家の法的関係
出典 喜多明人「新時代の子どもの権利」P.86 エイデル
研究所 1990年



るとき、法律について素人の立場からであるが、保育所への希望者が約六万人も待機しているという事態は、一九七九年（養護学校義務制の制定）以前の障害児の「就学免除・猶予」の問題とその本質が重なつて見えてくる。

憲法では、親がその子女を就学させる義務を明記している。重い障害を持つ子どもの親は、決して、その責任を放棄したり、義務を果たしたくないというわけではない。果たしたいのに、受け入れる学校がないので、就学義務の「免除あるいは猶予願い」を不本意ながら書かざるをえないという、矛盾した事態に出会ってきた。その結果、子どもの教育権が保障されずに在宅を余儀なくされていた。これは、「おかしい」というところから、不就学をなくす運動が発展し、ついに、どんなに重い障害をもつ子どもにも学校教育を保障しようという、制度として、養護学校の義務制が実現した。

不本意な「就学免除・猶予」と、不本意な「保育所

への待機」の問題は、どちらも「親権の保障」がされてない状況という点において共通するものがある。どちらも、義務規定に近いといわれる「親権」を行使しようとしてもできないからである。そして、その「寄せ」は、それぞれ学校教育への権利と保育所等での公的保育への権利が奪われ、子どもの発達保障のうえに及ぼされるからである。

前者の場合、一九七九年の養護学校義務制の制定において、内実においてはまだまだ不十分な点はあるが、親は、不本意ながら「免除・猶予」願いを書くという屈辱からは解放された。後者の場合は保育所等への、義務規定はないので親の保育への免除・猶予願いを書く等ということはないが、子どもの権利条約十八条の3が保障されていないため、保育所入所ができない間、保育所に替わるところを探したり、保育の中身は大丈夫かと心配したりとその負担が親に集中していく。にもかかわらず、先の「神話」の浸透も手伝つて、「それでも働き続けるの？」などと、育児放棄あ

るいは育児に熱心でない親のように思われるというよう、ストレスが二重にかぶさつてきてている。

子育て「支援」の質に関する課題は、次回に取り上げるが、まず量的な面から、このような事態が克服されてこそ、眞の保育元年と言えるのではないだろうか。

子育て「支援」における地域住民の位置と役割

「子育ては親だけではできない。社会全体で担うものだ」とよく言われる。自治体によってはその自治体独自のエンゼルプランにおいても、子育て「支援」とは使わずに子育て「ネットワーク」と使っているところもある。では、社会全体とは具体的には誰を指すのだろうか。また、ネットワークに組み込まれるそれぞれの個人や団体は、どのように位置付くのであろうか。

子どもが、現在の大人たちの発展的後継者として次代を担う主体になっていくということは、社会の側からの期待であると同時に、個人の全面発達の側面からいつても、不可欠なことである。

そういう意味で、子どもは、「地球市民」であると同時にその所属する社会の一員である。子どもには、敏感な感情を内に持ち個性のある一人の人格として自分のことを全体的に理解してくれて、その人権の代弁者として、後に立つて支える存在が不可欠である。その役目を担うのが、親あるいは法定保護者になる。その親等の権利（親権）の委託を受けて一般的な能力と学力に責任を持つのが学校教育など、公的で集団的な教育・保育であろう。

この両面が保障されたとき、子どもが守り育てられる。したがって、親等の親権者の意向を無視して、国が介入することは許されないし、親も我が子だからといつて、自分の思い通りにのみしてはならない。

では、地域における、ある子の親ではないが他の子の親である住民にとって子育て支援はどうに位置付くのであろうか。先の図でいえば、子どもを持つ親・住民にとつてはそれぞれが「親」に位置付き、親権を共同で行使しようとする親集団となる。

すでに、子どもが自活し子育てを一応は終わっている住民や子どものいない住民はどうか。親ではなくても、広い意味の親集団のなかに位置づくのではないかと考える。親集団の一員として子育てに参加し、子どもの育てやすい、ひいては人々が人間らしく暮らしあい環境をつくっていく方向に、その中には地域住民としての専門家も含まれているであろうが、いずれの場合にも、自身のできるところで参加するということが望まれるからである。

保育所や幼稚園および多様化してきているさまざまな子育てにかかる公務労働等はどうであろうか。さきの喜多氏の図2にはその点が明記されていないが、あえて位置づければ、A2にあたる。こうした公務労働に携わる人たちが、親・住民の立場に立つて、親・住民が共同ですすめている相互扶助的活動と、どう結合して、親・住民の発達に寄与する仕事をしていくのが課題となる。親と子と住民の発達に寄与する仕事は、企業の利潤追求の視点ではなく、親・住民の協業

労働と公務労働の結合でいけるようになさせていく不斷の取り組みが必要になるであろう。

言い換えるば、単なるネットワークではなく、親・住民とその立場に立つて働く人たちが連帶して子育ての共同をつくりあげていくことが求められる。

近代化の行き詰まりを切り開く子育ての共同⁽⁴⁾

十八世紀末の産業革命以来、二世紀あまりにわたつて世界は工業中心に発展し、合理的に効率的に動き、また、人間生活の諸活動が、経済価値を生み出す社会的生産的活動＝「公」、再生産的活動＝「私」とに分割された。そして、労働は主として家族の外で行われるようになり、再生産活動を主とした生活集団の呼称として「家庭」という概念も生まれ出された。同時に男は「公」の領域を、女は「私」の領域を主として担当するという性別役割分業が当然のようになつていった。そしてそのことが、いかにもそれぞれの「性」に向いた「天職」かのように、普及され、産業革命以後

近代化の流れの中で、生み出さ

れた、ある種の心理学もこの流れの根柢として活用されてきた。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

日本でも明治以来、こうした、近代化がすすめられ

公私の分化が男女の分化となり、給料の標準や税制など、あらゆる社会システムが、専業主婦が家にいることが前提とされるようにもなり、実態は変化しているにもかかわらず、このシステムは今日までつづいてきている。しかし、二十世紀も最後半になり、かなり様相が変わり、このことの矛盾が露呈してきた。⁽⁷⁾女性が子どもを以前より生まなくなつたのも、大きく見れば、こうした近代化への抵抗だと考えられる。

さきに、「二十一世紀は共働きが当然になる社会に」と述べたのは、このことを意味する。

したがつて、子育て「支援」は単なる支援ではなく、また、単に親が楽になればいいのでもない。今



日、親のみならず、それぞれが当事者意識をもつて子育ての共同に参加することが、男女の分業思想や、高齢者や障害者を排除し、人間を効率主義で見る「早く、たくさん、巧みに」という、近代的合理思想を切り返し、プロセスを大切にし、老若男女が年齢や性を超えて個性を發揮しつつ、あらゆる活動に参加していける人間中心の社会をめざす二十一世紀への展望につながるのではないかと考える。この意味で、子育ては社会全体の課題だといえる。

こうした視点から、次回は子育て「支援」の質的側面について、幾つかの具体的取組をとりあげて考察したい。

(静岡大学)

(1) 松村祥子「国際高齢者年と日本の課題」『女性労働研究』No.36』 四一九頁 一九九九年七月

引用・参考文献

- (2) 「男女共同参画社会基本法」一九九九年六月二三日公布『官報号外第一一八号 一九九九年六月二三日』七頁
- (3) 資料・「一九九八年一〇月一日現在待機児数 厚生省児童家庭局保育課調べ—五万八千四百五十七人』『保育情報』保育研究所、一九九九年八月号 一二六、二七頁
- (4) 佐藤和夫他『“近代”を問い合わせなおす』大月書店 一九九四年
- (5) 上野千鶴子『資本制と家父長制』岩波書店 一九九〇年三十五頁
- (6) 柏木恵子・高橋恵子編著『発達心理学とフェミニズム』ミネルヴァ書房 一九九五年一一五二頁
- (7) 大沢真理氏講演 一九九九年七月九日 於静岡大学人文学部『ジェンダー視角でみる日本経済開発の帰結』の資料(夫がサラリーマン、妻が専業主婦の世帯はほぼ三割)による。この資料は『経済企画庁平成七年版国民生活白書』により作成されている。なお参考文献としては、大沢真理『企業中心社会を超えて』時事通信社 一九九三年がある。